

福岡市公報

令和7年8月21日 第7170号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

— 目 次 —

ページ

監 査 委 員

○監査公表 (監査公表第7号) 1

監 査 委 員**7 監査公表第7号**

令和7年7月4日に提出のあった住民監査請求について、福岡市住民監査請求に基づく監査における監査基準及び手続等に関する規程第4条第2項及び第13条第1項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年8月21日

福岡市監査委員	大 森 一 馬
同	池 田 良 子
同	高 木 三 郎
同	千々松 英 樹

地方自治法第242条の規定に基づく住民監査請求の制度は、住民が監査委員に対し、執行機関等の違法又は不当な財務会計上の行為について、個別具体的に摘示して監査を実施するよう求め、地方公共団体の損害の補てん等のために必要な措置を請求することにより、財政の適正な運営を確保し、ひいては住民全体の利益を守ることを目的とするものである。

(1) 顧問弁護士の報酬について

請求人が本件請求の中心としているのは、執行機関が顧問弁護士2名に対し求めた法律相談の実績件数(令和6年度 31件)に対し、報酬額(月15万7千円)が不当に高額で、福岡市に損害を与えているというものである。また、自治体の法律相談の「相場」は「3～5万円程度」であると言及した上で、低廉な報酬額の採用や事案発生に応じた「都度契約」への変更によって、市の負担を相当程度減額できるとの主張が示されている。

まず、顧問弁護士については、一般に、その依頼者において、日常的・継続的に法律上

の高度で専門的な支援が受けられるよう委嘱、契約するものである。急を要する事案への対応を含め、依頼者の事情にあわせた、必要な時に必要とする程度の法律相談が受けられる環境の確保を目的とするものであって、相談実績件数の一面をもって、結果論的に報酬の不当が評価される性格のものではない。

次に、顧問弁護士の報酬は、通常、相談方法や内容、受けられる支援など業務の範囲と、求める専門性の程度に応じて設定され、依頼者の業種、規模等によっても異なるものとされる。しかしながら、請求人は、福岡市の顧問弁護士の報酬額が、「3～5万円程度」として自治体の相場から著しく外れていること、都度払いで対応できることを主張する一方、これを疎明する事実証明を示しておらず、請求対象の不当性を具体的、客観的に摘示するものとなっていない。また、顧問弁護士としての日常的・継続的な関わりには、依頼者の業務への理解が進むことによる支援の質の向上も期待されるものであり、提供される業務の内容及び効果の異なる「都度契約」との比較において損害発生の可能性を認識することはできない。

なお、調査において総務企画局より提出された資料によれば、顧問弁護士を配置する16の政令指定都市の報酬額は、最高値が30万6千円余、最低値が4万1千円余で、平均値が11万8千円であった。

(2) 職員の交通費支払について

請求人は、法律相談のため、職員が弁護士事務所を訪問する際の地下鉄運賃（往復420円及び520円）について、市役所近隣に所在する弁護士を活用することで不要となるとして不当を主張している。

本件請求は、財務会計上の行為である職員の交通費支払いを監査請求の対象とする形をとりつつ、実質的には顧問弁護士の人選及び法律相談の会議方法に対する主張となっている。また、その場合においても、法律相談の相手を交通費の要しない程度に近隣の者に限るべき合理的理由や証拠は示されておらず、請求者個人の見解表明に留まるものである。

以上により、本件請求については、地方自治法第242条所定の住民監査請求の要件を充たしていないと判断した。